

## &lt;個別案件確認表（東京都）&gt;

東京都担当確認年月日 2020年7月30日

東京都作業部会確認年月日 2020年7月31日

事業名 外注業者委託、大会運営費用

案件名 エネルギー業務運営及び関連工事監理業務委託（その2）

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大会延期に伴い必要が生じた事案であり、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織委員会は、大会においてエネルギー供給に関する責任を持ち、IOC、国、インフラ事業者及び各 FA など、多くの関係者と調整し、コストを縮減しながら準備を進めている。</li> <li>組織委員会は、各 FA が大会中に使用する機器等に対し、確実に電力を供給することが求められている中、電力インフラ、会場内の仮設電源設備及び無停電電源装置の調達等にかかる大会経費について東京都作業部会で確認してきた。</li> <li>本案件は、コスト抑制の検討、各種計画の見直し、エネルギー関連工事（発注済みの仮設電源設備整備工事等）の設計監修及び工事監理等のエネルギーFA 業務支援を一括して、引き続き、東電タウンプランニング株式会社に発注するものである。</li> <li>これまで IOC の大会運営要件に基づき、コストを縮減しながら調整を進め、既に仮設電源設備整備工事や 2019 年 5 月からのエネルギー業務運営及び関連工事監理業務委託の発注を実施し、大会運営を担う組織委員会が継続的に本案件を進めることにより、効率的で連続性のあるサービスの提供が可能となる。</li> </ul>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適	<ul style="list-style-type: none"> <li>本案件は、開催都市契約大会運営要件のエネルギー要件に確実に対応するために必要であり、来年の大会に向けて、コスト抑制の検討や各種計画の見直しを早急に実施するために、今般発注が必要であることを確認した。</li> </ul>	開催都市契約大会運営要件 NRG04～08

<p>正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行見込額について、以下の内容を確認した。</li> <li>① 要員計画は、会場の配置計画や整備工事の工程を踏まえ、IOC と協議し、決定。これまで、IOC 推奨要員に対して精査、削減し、必要な規模に抑制。</li> <li>② 直接人件費の単価は、設計業務委託等技術者単価(国土交通省)を採用。</li> <li>③ 直接人件費の人工は、過去の委託実績を基に委託する業務規模を抑制したうえで、2020年8月から2021年3月の間に委託する業務に必要な人工を積み上げ。</li> <li>④ 諸経費、技術料等経費については、都の基準の標準の掛け率を用いて算出。</li> </ul>	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで組織委員会は、大会時のエネルギー供給に向けて IOC と要件緩和の調整や適宜設計の見直しを行い、コスト縮減に努め、進めてきている。</li> <li>・ 本案件は、開催都市契約大会運営要件のエネルギー要件に確実に対応するために必要な業務であり、また、来年の大会に向けて、コスト抑制の検討や各種計画の見直しを早急 to 実施するために今般発注が必要となっており、その発注額の妥当性について確認した。</li> <li>・ 本案件により、仮設電源費用を抑制し、エネルギー費用全体のコスト縮減を図っていただきたい。</li> <li>・ 調達部での交渉を通じ、さらなるコスト削減に努めていただきたい。</li> </ul>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。</li> <li>・ また、延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱いが未定のため、当面組織委員会予算の執行とする。</li> </ul>	

※公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。